

**国内発生早期**

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

## (地域未発生期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

## (地域発生早期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

**目的 :**

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

**対策の考え方 :**

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行い、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るために、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

**(1) 実施体制****(1)-1 基本的対処方針の変更**

国は、基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示することとしており、県は、県対策本部において対策の基本的対処方針を変更し、全庁的な対応体制を強化することとしている。町は、国及び県の決定した基本的対処方針を踏まえ、対策を確認する。

また、町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに特措法第34条に基づく、町対策本部を設置する。

#### 参考【国が行う緊急事態宣言】

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行う<sup>33</sup>。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超てしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである<sup>34</sup>。

- ② 国は、緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとしている。期間については、政府対策本部長が決定し、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定するが、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意することとしている。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

<sup>33</sup> 特措法第32条

○ 新型インフルエンザ等が世界のいずれかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国が緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、国の基本的対処方針等諮問委員会で評価することとしている。

○ 特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、国の基本的対処方針等諮問委員会で評価することとしている。

※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、国が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行うこととしている。

<sup>34</sup> 病原性が低い場合には国による宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられないこととしている。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### 参考【サーベイランス、情報収集に関する県の対策】

##### ● 情報収集

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。

##### ● サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ② 国は、国内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、県及び保健所設置市に情報提供し、県及び保健所設置市は、国及び関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

##### ● 調査研究

県及び保健所設置市は、発生した県内患者について、初期の段階には、国に対して積極的疫学調査チームを派遣要請し、国と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 町は、県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 町は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 町は、町民から寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているか

を把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

### (3)-2 情報共有

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

### (3)-3 相談窓口の体制充実・強化

町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、健康福祉センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。また、町は、国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

### (3)-4 要援護者への周知

情報が行き届きにくい高齢者世帯や障害者に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等を通じた周知を行う。特に支援が必要な者には、介護支援専門員やヘルパー、また地域の民生委員などが訪問し、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 まん延防止対策

- ① 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行いうよう学校の設置者に要請する。
- ④ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

- ⑤ 町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し感染対策を強化するよう要請する。

#### (4)-2 水際対策

- ① 県では、国と連携して、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所からの通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をする。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ② 国では、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。

#### 参考【緊急事態宣言がされている場合のまん延防止対策に関する県の対応】

##### ●まん延防止対策

- ① 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

##### ●学校、施設等への対応

- ① 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要が

あると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### 参考【緊急事態宣言がされている場合のまん延防止対策に関する国の対応】

##### ● まん延防止対策

- ① 国は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、結論を得ることとしている。

### (5) 予防接種

#### (5)-1 ワクチンの供給

国では、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、決定することとしている。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

#### (5)-2 特定接種

町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (5)-3 住民接種

- ① 町は、町民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、町民に周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。

- ② 町は、接種の実施に当たり、県と連携して、保健所・健康福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。

町は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (6) 医療

### (6)-1 医療対策

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### 参考【医療に関する県の対策】

##### ● 医療体制の整備

県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。また患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

##### ● 患者への対応等

- ① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施するが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 県は、国と連携し、必要と判断した場合に、県環境保健センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。